

### **(3) 事業者ポータルサイトにおける手続き、応募方法について**

---

**長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局**

# 通年申請タイプ

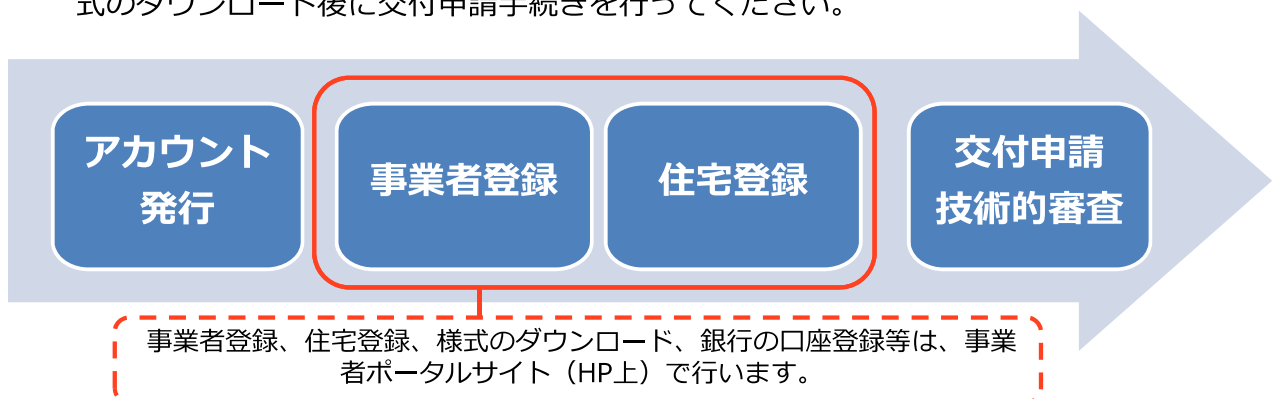
## 事業者ポータルサイトにおける手続き

131

### 通年申請タイプの基本的なフロー

#### 交付申請までの基本的なフロー

- 通年申請タイプ（評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型）を利用する場合には、アカウント発行を経て、事業者登録を行う必要があります。
- 事業者登録とは、通年申請タイプを利用する場合に必ず実施いただく最初の手続きであり、法人（支店長名等で契約締結可能であれば、支店・事業所単位でも可。）ごとに、企業名や連絡先等の事業者の基本的な情報を入力いただく手続きです。
- その後、リフォーム工事をする住宅が決まったら、個別の住宅ごとに住宅登録、様式のダウンロード後に交付申請手続きを行ってください。



#### 参考 通年申請タイプの特徴

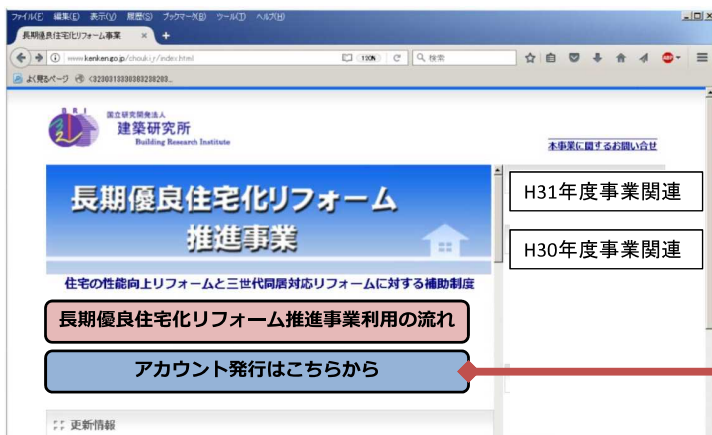
- 交付申請に先立ち、事前の公募・採択をしない
- 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
- 予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある

132

# アカウント発行

## 基本的な手順① アカウント発行画面へアクセスし、必要な情報を入力

- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室HP  
[http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/index.html](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/index.html)  
より、アカウント発行を行ってください。



**アカウント発行とは…**  
事業者ポータルサイトへアクセスするための、ID・パスワードを発行する手続きのことです。

### 事業タイプの選択

○通年申請タイプを選択してください。

通年申請タイプ

事前採択タイプ

### アカウント情報の入力

○下表の情報を入力してください。

事業者名	
事業者種別 ※1 (いずれか 1つ選択)	<input type="radio"/> リフォーム事業者 (法人) <input type="radio"/> リフォーム事業者 (個人) <input type="radio"/> 買取り再販事業者
担当者連絡先 (氏名、メールアドレス※2)	

↓ 次ページに続く

### 【留意事項】

- ※1 工事発注者（例えば、住宅所有者や管理組合等。ただし、買取再販業者を除く。）は補助事業者となることはできません。リフォーム事業と買取再販事業のどちらも行う事業者の場合、「リフォーム事業者」と「買取再販業者」のそれぞれについて登録してください。
- ※2 事務局から個別の事業内容（交付申請の内容等）に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能なメールアドレスとして下さい。なお、登録したメールアドレスは変更できません。

133

# アカウント発行～事業者登録

## 基本的な手順② 留意事項に同意、事業者情報の入力、HP公表

### アカウント発行(ログイン情報の送信)

- 担当者メールアドレス宛に、事業者ポータルサイトのURL、ID、パスワード等がメールで届きます。

↓ 事業者ポータルサイトにログイン

### 留意事項に同意

- 右記の留意事項について、同意の上、先に進んでください。

### 事業者登録

- 事業者情報、営業エリアを入力、登録します。

【次ページ参照】

↓ HP公表情報の確認後

### 事業者情報の公表

- 評価室ホームページに事業者情報の一部が公表されます。

【次ページ参照】

↓  
**事業着手可能**  
(リフォーム工事を除く)

### 【留意事項】

#### ①事業者情報のホームページへの公表について

- 登録後は、事業者情報が評価室のホームページ上で公表されます。
- ホームページには、報告内容として入力された事業者情報がそのまま公表されます。これらの情報の真実性については、報告を行った者が責任を負うこととなります。

#### ②担当者及び決裁者の連絡先について

- 担当者及び決裁者の連絡先の登録は、事業者登録をした単位となります。個別物件ごとに異なる連絡先を登録することはできません。
- 事務局から個別の事業内容（交付申請の内容等）に関する問い合わせに速やかに対応いただける連絡先としてください。
- 本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、事務局は当該決裁者に連絡の上、改善を求めることがあります。

#### ③交付決定前の事業着手について

- 事業者登録を行った後であれば、インスペクションの実施や維持保全計画の作成等に着手することができます。ただし、交付決定通知が発行されるまでは補助金が交付されることは確定していません。
- リフォーム工事は、住宅登録の完了後であれば着手しても構いませんが、交付決定通知が発行されるまで補助金が交付されることは確定していません。
- 住宅登録より前にリフォーム工事着手した場合は、補助金は交付されません。

事業者番号（事業者ポータルサイトのログインID）

220001～229999

134

# 事業者登録

## 事業者登録における入力内容

下表の情報を入力してください。

※アカウント発行時に入力いただいた情報  
(赤字) については改めて入力いただく必要はありませんが、間違い等ないか確認してください。

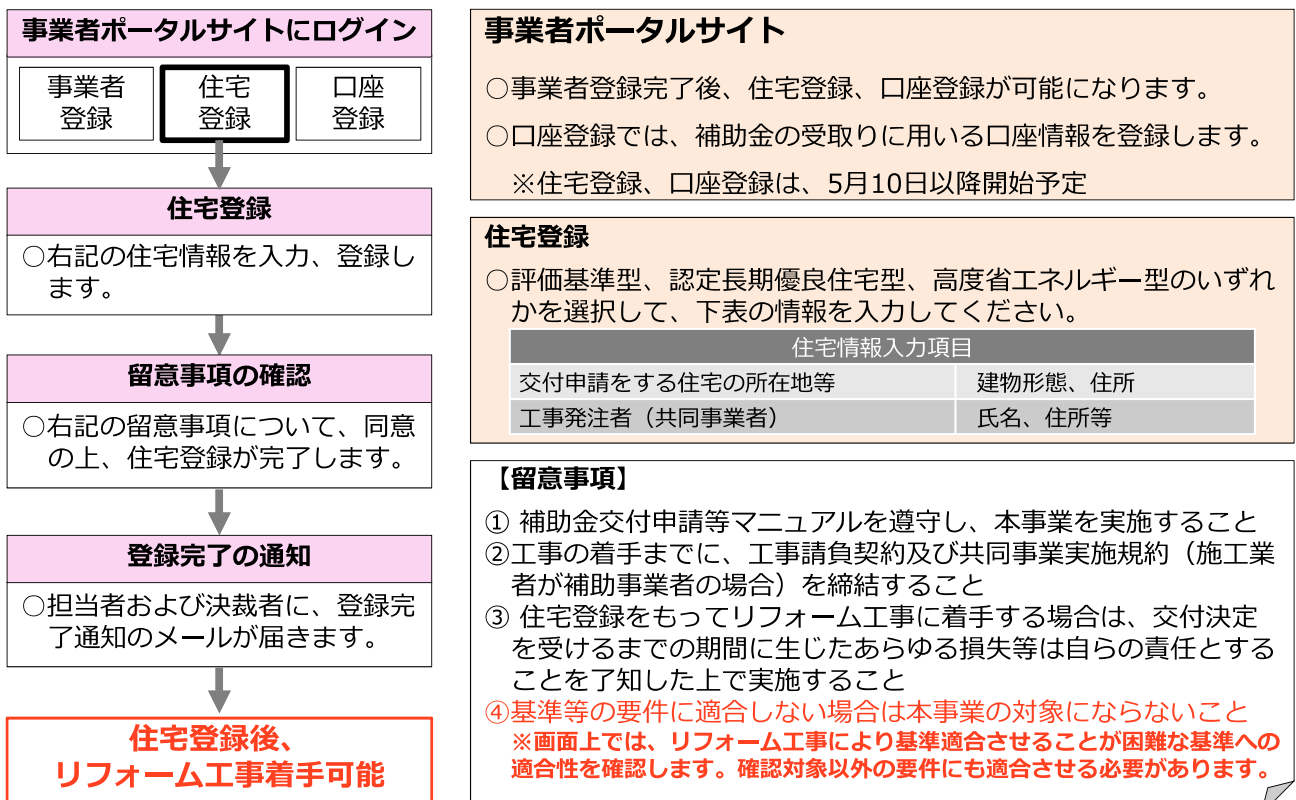
項目	入力・確認内容	
事業者種別★	リフォーム事業者（法人・個人）、買取再販業者から選択	
法人・個人事業主の名称★	会社名等	
支店・事業所名★	支店名・事業所名（本社の場合は本社と入力）	
代表者	社長名等	
住所★	事業者登録する支店・事業所名の住所	
電話番号（一般受付用）★	一般の消費者からの問合せに対応できるもの	
法人番号（13桁）★	個人事業主の場合は不要	
許認可★	建設業許可と宅建業許可の有無	
住宅瑕疵保険責任保険法人への登録（リフォーム瑕疵保険）の有無★	国土交通省が指定する5法人への登録有無	
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★	団体への登録有無	
担当者連絡先 （事務局からの問合せに対応する 担当者の連絡先）	支店・事業所名	担当者の所属する支店・事業所名（本社の場合は本社と入力）
	住所	担当者の所属する支店・事業所の住所
	部署・役職	担当者の役職
	氏名	担当者氏名
	電話番号	担当者の連絡先（事務局から問合せがあります）
メールアドレス	担当者の連絡先（事務局から問合せがあります）	
決裁者連絡先	※入力項目は「担当者連絡先」と同じ	
営業エリア★	都道府県単位で選択	

★の項目については、評価室のHP ([http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/index.html](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/index.html)) で公開します。



# 住宅登録

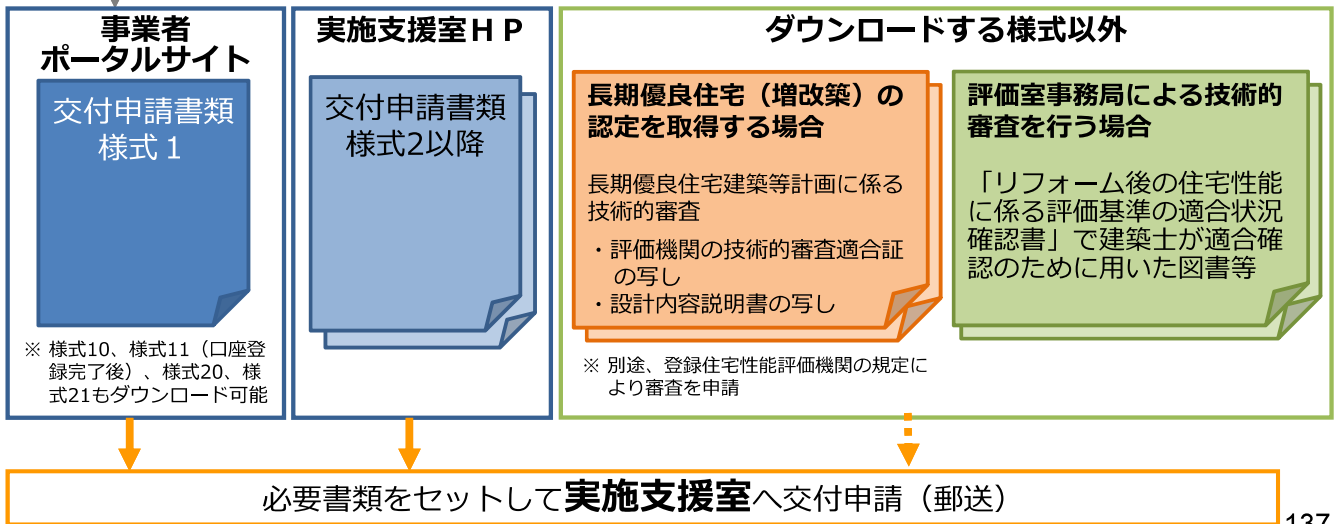
## 基本的な手順③ 交付申請を行う住宅の登録・様式ダウンロード



# 様式のダウンロード

## ■住宅情報の一覧（住宅登録画面におけるイメージ）

住宅番号	事業タイプ	工事発注者	所在地	住宅登録日	編集・確認・削除	様式のダウンロード	ステータス 技術的審査書類ダウンロード
1001	評価基準型	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 A-A-AA	2019/8/6	確認 削除	様式のダウンロード	交付審査中（支援室） [5/11] 技術的審査書類ダウンロード
2001	認定長期優良住宅型	□□□□	□□県□□市□□ B-B-BB	2019/6/3	確認 削除	様式のダウンロード	交付申請書到着済（支援室） [2/9]
3001	高度省エネ型	△△△△	△△県△△市△△ C-C-CC	2019/5/18	編集 削除	様式のダウンロード	



137

# 住宅情報の一覧（住宅登録画面）

## ステータス

事業タイプに応じて住宅登録～交付審査等～補助金支払いまでの進捗状況を段階的に示しています。（★は、評価室による技術的審査を行う場合のみ表示）

	住宅一覧で表示されるステータス	ステータスの説明
1/11	住宅登録済	住宅登録が完了した状態 ※ 支援室に交付申請書類が到着するまで、ステータスはこのまま
2/11	交付申請書到着済（支援室）	交付申請書が支援室に到着し、受付審査が行われている状態 ※ 交付申請書の受付審査が終了するまでステータスはこのまま
3/11	交付審査中（評価室）★	評価室による技術的審査が行われている状態 ※ 審査で不備等が確認されると、不備指摘を行いステータスは4/11へ
4/11	交付審査中（評価室不備指摘済）★	技術的審査における不備等が確認され、評価室が1回目の不備指摘をした状態 ※ 一旦不備指摘されると、技術的審査が終了するまでステータスはこのまま
5/11	交付審査中（支援室）	技術的審査が終了し、支援室による申請書の審査が行われている状態 ※ 審査で不備等が確認されると、不備指摘を行いステータスは6/11へ
6/11	交付審査中（支援室不備指摘済）	審査における不備等が確認され、支援室が1回目の不備指摘をした状態 ※ 一旦不備指摘されると、審査が終了するまでステータスはこのまま
7/11	交付決定済（支援室）	交付決定通知が発送されてから、完了実績報告が提出されるまでの状態
8/11	完了実績報告審査中（支援室）	支援室が完了実績報告を受理して審査している状態 ※ 報告内容に不備等が確認されると、不備指摘を行いステータスは9/11へ
9/11	完了実績報告審査中（支援室不備指摘済）	報告内容に不備等が確認され、支援室が1回目の不備指摘をした状態 ※ 一旦不備指摘されると、審査完了までステータスはこのまま
10/11	額の確定済（支援室）	額確定通知が発送されてから、補助金が振り込まれるまでの状態
11/11	補助金支払済（支援室）	補助金が振り込まれた状態（振込確認後）

## 技術的審査書類のダウンロード

評価室による技術的審査が完了すると、審査書類の最終版のデータを住宅情報の一覧からダウンロードできるようになります。（再審査の場合も含む）

138

# 事前採択タイプ

－安心R住宅・提案型・良好なマンション管理－

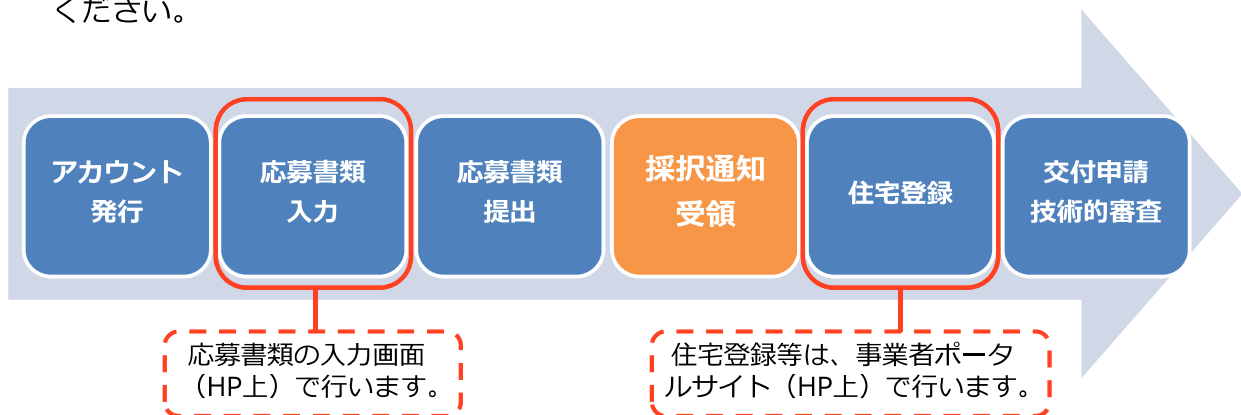
## 応募方法、及び採択後の手続について

139

### 事前採択タイプの基本的なフロー 【共通】

#### 基本的なフロー

- 事前採択タイプは、事業の交付申請を行う前に、「安心R住宅」、「提案型」、及び「良好なマンション管理」の提案を行い、採択を受ける必要があります。
- 通年申請タイプを利用する場合は、本フローに基づいて事前の公募・採択を受ける必要はありません。
- 事前採択タイプでは、応募書類入力が必要な情報を入力した上、応募書類を郵送してください。



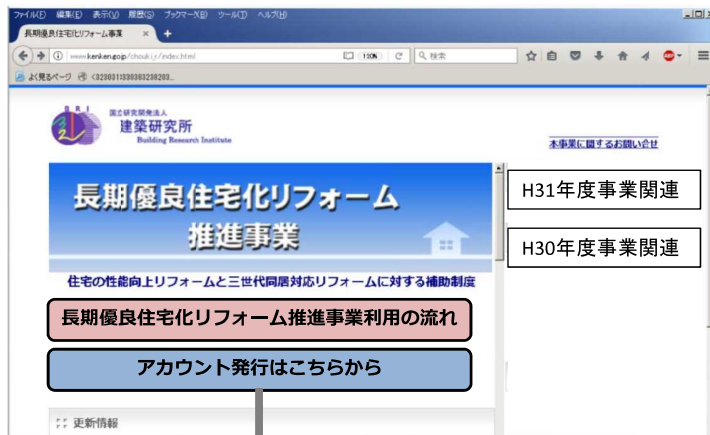
#### 参考 事前採択タイプの特徴

- 一定の応募期間内に複数戸まとめて提案できる
- 提案者毎に一定の予算枠の確保が可能（事業の進捗状況により締切になる可能性あり）
- 公募期間が1か月程度あり、提案に対する審査を行うため、事業着手までに一定の期間が必要

## アカウント発行 【共通】

### 基本的な手順① アカウント発行画面へのアクセス・事業タイプの選択

- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室HP  
[http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/index.html](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/index.html)  
より、アカウント発行を行ってください。



アカウント発行とは…  
事業者ポータルサイトへアクセスするための、ID・パスワードを発行する手続きのことです。

#### 事業タイプの選択

○利用したい事業タイプを選択してください。

事前採択タイプ			通年申請タイプ
安心R住宅	提案型	良好なマンション管理	



## アカウント発行 【共通】

### 基本的な手順② 必要情報の入力～アカウント発行

#### 事前採択タイプの選択

安心R住宅	提案型	良好なマンション管理
-------	-----	------------

安心R住宅	提案型	良好なマンション管理									
<h4>アカウント情報を入力</h4> <p>○下表の情報を入力してください。</p> <table border="1"><tr><td>登録番号</td></tr><tr><td>特定既存住宅情報提供事業者団体名</td></tr><tr><td>担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)</td></tr></table> <p><b>【主要な留意事項】</b> ※ 「安心R住宅」制度における登録番号を記入して下さい。 ※ 団体名は国土交通省の登録を受ける際に用いた「団体の名称」として下さい。</p>	登録番号	特定既存住宅情報提供事業者団体名	担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)	<h4>アカウント情報を入力</h4> <p>○下表の情報を入力してください。</p> <table border="1"><tr><td>事業者名</td></tr><tr><td>事業者種別 (いずれか1つ) ○リフォーム事業者 (法人) ○リフォーム事業者 (個人) ○買取り再販業者</td></tr><tr><td>担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)</td></tr></table> <p><b>【主要な留意事項】</b> ※ 管理会社や設計事務所等は提案者となることはできません。</p>	事業者名	事業者種別 (いずれか1つ) ○リフォーム事業者 (法人) ○リフォーム事業者 (個人) ○買取り再販業者	担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)	<h4>アカウント情報を入力</h4> <p>○下表の情報を入力してください。</p> <table border="1"><tr><td>事業者名</td></tr><tr><td>事業者種別 (いずれか1つ) ○リフォーム事業者 (法人) ○リフォーム事業者 (個人) ○買取り再販業者 ○管理会社・設計事務所等</td></tr><tr><td>担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)</td></tr></table> <p><b>【主要な留意事項】</b> ※ 管理組合は提案者になることはできません。 ※ 管理会社・設計事務所等は提案者になれますが、補助事業者になることはできません。</p>	事業者名	事業者種別 (いずれか1つ) ○リフォーム事業者 (法人) ○リフォーム事業者 (個人) ○買取り再販業者 ○管理会社・設計事務所等	担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)
登録番号											
特定既存住宅情報提供事業者団体名											
担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)											
事業者名											
事業者種別 (いずれか1つ) ○リフォーム事業者 (法人) ○リフォーム事業者 (個人) ○買取り再販業者											
担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)											
事業者名											
事業者種別 (いずれか1つ) ○リフォーム事業者 (法人) ○リフォーム事業者 (個人) ○買取り再販業者 ○管理会社・設計事務所等											
担当者連絡先 (氏名、メールアドレス)											

#### アカウントの発行 (ログイン情報の送信)

○応募書類入力画面へのログイン情報 (URL、ID、パスワード) 等がメールで届きます。



# 応募書類入力・提出 【安心R住宅】

## 基本的な手順③-1 応募書類入力【安心R住宅】

提案番号・事業者番号

31-R-1-01～

下表の情報を入力してください。

(アカウント発行時に入力いただいた情報(赤字)については改めて入力いただく必要はありませんが、間違い等ないか確認してください。)

項目	様式	入力・確認内容
提案申請書	様式1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者となる特定既存住宅情報提供事業者団体情報の入力 (団体名、登録番号、代表者、住所、担当者連絡先)</li> </ul>
特定既存住宅情報提供事業者団体の 構成者情報入力表(安心R住宅用) ※買取再販業者は特定既存住宅情報提供事業者団体の構成員に限る	様式1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成者情報の入力 (事業者種別、法人・個人事業主の名称、支店・事業所名、代表者、住所、電話番号(一般受付用)、法人番号(13桁)、許認可(建設業許可、宅建業許可)、住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無、住宅リフォーム事業者登録団体の構成者としての公表の有無、担当者連絡先、決裁者連絡先、買取再販実績及びリフォーム工事実績) ※様式1-2のみExcel形式でダウンロードし、データをメールにて送信</li> </ul>
事業計画及び 補助申請額	評価基準型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅種別の戸数・棟数、補助申請額、工事概要の入力</li> <li>・補助申請額の確認</li> <li>・他の補助金の有無の入力・確認</li> </ul>
	認定長期優良住宅型	
	高度省エネルギー型	

143

# 応募書類入力・提出 【提案型】

## 基本的な手順③-2 応募書類入力【提案型】

提案番号・事業者番号

230001～(単独)

235101～(グループ)

下表の情報を入力してください。

(アカウント発行時に入力いただいた情報(赤字)は、改めて入力いただく必要はありませんが、間違い等ないか確認してください。)

項目	様式	入力・確認内容
提案申請書	様式1-1(1)(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人情報の入力 (事業者種別、法人・個人事業主の名称、支店・事業所名、代表者、住所、電話番号(一般受付用)、法人番号(13桁)、許認可(建設業許可、宅建業許可)、住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無、住宅リフォーム事業者登録団体の構成者としての公表の有無、担当者連絡先、決裁者連絡先)</li> </ul>
事業者の公表情報一覧	様式1-2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の一覧表示、表示内容の確認 ※通年申請タイプで公表される項目(P.123)と同じ項目が公表されます。</li> </ul>
グループ提案における構成者 (代表提案者を除く)の事業者 情報一覧	様式1-2(2)(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成者情報の入力 ※グループの場合、各構成者のうち、リフォーム事業者、買取再販業者について様式1-1と同じ内容を入力 ※リフォーム事業者と買取再販業者の両方の立場で交付申請を行う場合は、両方の立場の構成者情報をそれぞれ入力</li> </ul>
リフォーム工事の概算実績等	様式2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム工事の概算実績の入力</li> <li>・代表提案者の資本金の入力</li> </ul>
事業計画 及び補助 申請額 (1)／提 案内容	戸建	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容ごとに以下の内容を入力 * 事業計画及び補助申請額(1)【様式3-1】 * 提案概要等(戸数、構造、提案概要、提案項目)【様式4-1】 * 性能項目別の措置の概要等【様式4-2】 * 提案の詳細内容【様式4-3(Word形式でダウンロード)】</li> </ul>
	共同住宅専用部分	
	共同住宅共用部分	
事業計画及び補助申請額(2)	様式3-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助申請額の確認</li> <li>・他の補助金の有無の入力・確認</li> </ul>

144



# 応募書類入力・提出 【良好なマンション管理】

## 基本的な手順③-3 応募書類入力【良好なマンション管理】

提案番号・事業者番号

240001～（単 独）

240101～（グループ）

下表の情報を入力してください。

（アカウント発行時に入力いただいた情報（赤字）は、改めて入力いただく必要はありませんが、間違い等ないか確認してください。）

項目	様式	入力・確認内容
提案申請書	様式1-1(1) (2)	<b>・法人情報の入力</b> （事業者種別、法人・個人事業主の名称、支店・事業所名、代表者、住所、電話番号（一般受付用）、法人番号(13桁)、許認可（建設業許可、宅建業許可）、住宅瑕疵担保責任保険法人への登録（リフォーム瑕疵保険）の有無、住宅リフォーム事業者登録団体の構成者としての公表の有無、 <b>担当者連絡先</b> 、 <b>決裁者連絡先</b> ）
事業者の公表情報一覧	様式1-2(1)	<b>・事業者の一覧表示、表示内容の確認</b> ※通年申請タイプで公表される項目（P.123）と同じ項目が公表されます。
グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧	様式1-2(2) (3)	<b>・構成者情報の入力</b> ※グループの場合、各構成者のうち、リフォーム事業者、買取再販業者について様式1-1と同じ内容を入力 ※リフォーム事業者と買取再販業者の両方の立場で交付申請を行う場合は、両方の立場の構成者情報をそれぞれ入力
リフォーム工事の概算実績等	様式2	<b>・リフォーム工事の概算実績の入力</b> <b>・代表提案者の資本金の入力</b>
事業計画及び補助申請額(1)/提案内容	評価基準型 認定長期優良住宅型 高度省エネルギー型 様式3-1 様式4-1 様式4-2	<b>・提案内容ごとに以下の内容を入力</b> * 事業計画及び補助金申請額(1)【様式3-1】 * 提案概要等（戸数、棟数、構造、提案概要）【様式4-1】 * 提案の詳細内容【様式4-2（Word形式でダウンロード）】 ※評価基準型、認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型の別に入力
事業計画及び補助申請額(2)	様式3-2	<b>・補助申請額の確認</b> <b>・他の補助金の有無の入力・確認</b>

145

## 提案内容の記入・入力上のポイント

### ①対象住宅の登録【提案型・良好なマンション管理】

- 提案の内容毎に対象住宅を分けて登録してください。

#### 【提案型の場合】

- 例) 戸 提 1 : 木造戸建の耐震改修の提案  
 戸 提 2 : S造戸建の断熱改修の提案  
 共用提 1 : 共同住宅の耐震改修の提案

#### 【良好なマンション管理の場合】

- 例) 良好マ 1 : 修繕周期の延長に資する工事の提案  
 良好マ 2 : 共用部分のランニングコストの削減に資する工事の提案

※ 下記の画像は、H30年度の提案型の応募書類入力画面。

対象住宅一覧(戸建)

申請トップに戻る

新規登録

ここから登録・編集

No.	タイトル	戸数	編集	削除
戸提-1	タイトル 0-1	3	編集	削除
戸提-2	タイトル 0-2	3	編集	削除
戸提-3	タイトル 0-3	3	編集	削除

146

## 提案内容の記入・入力上のポイント

### ②提案概要等の入力【提案型、良好なマンション管理：様式4-1】

- 提案概要を簡潔に入力してください。

#### 【提案型の場合】

リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>住宅（築年、構造、劣化状況等）、居住者、事業者の取り組み等の現状と、それらに関する課題等について、簡潔に記入してください。</u></li> </ul>
本提案の目的と要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>通年申請タイプではなく、事前採択タイプ（提案型）で提案をする理由（本提案のどの部分に先導性・汎用性・独自性等があると考えているか）を簡潔に記入してください。</u></li> </ul>

#### 【良好なマンション管理の場合】

リフォーム対象となる共同住宅とそれを取り巻く現状、課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>住宅（築年、構造、劣化状況等）、管理組合等の取り組みなどの現状と、それらに関する課題等について、簡潔に記入してください。</u></li> </ul>
本提案の目的と要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>通年申請タイプではなく、事前採択タイプ（良好なマンション管理）で提案をする理由（提案するリフォーム工事が、どのような点において良好なマンション管理に資すると考えているか）を簡潔に記入してください。</u></li> </ul>



## 提案内容の記入・入力上のポイント

### ③提案テーマの選択【提案型：様式4-1】

- 提案テーマを選択してください。（詳しくはP.33～、募集要領・資料編参照）  
※提案のテーマは、募集要領で定めるテーマから選択するか、自由に設定してください。

### ④性能項目別の措置の概要の入力【提案型：様式4-2】

- 入力欄の解説に従い、性能項目別の措置の概要を入力してください。
- 当様式に書き切れない場合は、様式4-3において詳細な内容を記入してください。

①基準によって評価できない具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準によって評価できないが、代替とする性能向上措置により、基準に相当すると判断した具体的な項目を記入してください。 例) 「1. 構造躯体の劣化対策」－「1-1.木造」－「e.基礎」のうち、 (1) 地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが 400mm 以上</li> </ul>
②代替とする性能向上措置の概要と効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「①基準によって評価できない項目」に対し、基準に相当させるために講じる、代替とする性能向上措置の概要と効果を記入してください。</li> </ul>
③基準に相当すると判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「①基準によって評価できない項目」に対し、「②代替とする性能向上措置」を講じることにより、基準に相当すると判断した根拠を記入してください。</li> </ul>

### ⑤提案の詳細内容の記入

#### 【提案型：様式4-3】

- リフォーム対象となる住宅の現状と課題、様式4-1の提案テーマに対して解決方法を示す提案内容、提案における先導性・汎用性・独自性等について、記載してください。
- 様式4-2において、認定基準相当、評価基準相当を選択する場合は、性能向上措置の内容と効果、各々の基準に相当すると判断した根拠等の詳細も示してください。

#### 【良好なマンション管理：様式4-2】

- 取組み前の物件と比較して長期修繕計画・修繕積立金等の設定が適正化する等、今後のマンション管理の確実な実施に寄与する工事の先導性・汎用性・独自性等について、記載してください。
- 必ずしも、実際の物件を想定する必要はありませんが、提案の対象となる住宅をある程度想定し、その置かれている状況、課題等を具体的にし、その解決方法を示してください。

※ 上記のほか、募集要領に記載された「提案のポイント」等を参考にしながら、図表等を用いて記載してください。



## 応募書類入力・提出上の留意点

### ①入力した内容を確定した上で、応募書類を提出してください

- 入力完了後は、「申請内容の決定」ボタンをクリックし、入力内容を確定してください。
- 「申請内容の決定」ボタンのクリック後も、入力内容を変更することができます。
- ただし、エラー（必須項目が未入力など）がある場合は、確定できません。「申請内容の決定」ボタンクリック時に、エラーメッセージが表示された場合はその内容を確認し、修正してください。
- 確定していない状態で印刷すると、背景に大きく「未確定」と表示されます。
- 「未確定」と表示された状態で応募書類を提出した場合、審査はいたしかねます。

### ②応募書類は最新のバージョンを揃えて提出してください

- 「申請内容の決定」ボタンをクリックする度に、応募書類のバージョンが上がります。
- バージョンは、印刷する応募書類のヘッダ部分に記入されます。
- 郵送された応募書類とシステム上でバージョンが一致しない場合、どちらが正しいか判断できないため、確認・審査に時間を要します。
- また、応募書類の一部でも修正をした場合、他の部分も連動して変更される可能性があります。
- 提出する応募書類は、必ず、最新のバージョンに統一してください。

## 採択通知受領後の基本的な手順

### 基本的な手順④ 採択通知の発送+アカウント発行【共通】

国土交通省より  
採択通知発送

#### 採択通知の内容を確認

- ・「提案型」、「良好なマンション管理」は提案内容に応じて、要件が付される場合があります。リフォーム等の実施にあたってはこの要件を遵守していただく必要があります。
- ・「安心R住宅」、「提案型」及び「良好なマンション管理」のグループ提案の場合、採択通知は代表者に郵送されます。

+

#### アカウント発行(ログイン情報の送信)

- 担当者メールアドレス宛に、事業者ポータルサイトのURL、ID、パスワード等がメールが届きます。

#### 事業者ポータルサイトへのログイン

- ・採択通知と同時期に送付されるアカウント発行メールをもとに、事業者ポータルサイトへログインします。
- ・採択通知受領後の交付申請等の手続きは、グループ提案であっても事業者単位で行っていただきます。
- ・アカウント発行メールは、全グループの構成者に直接、送付されます。
- ・「良好なマンション管理」において、『管理会社・設計事務所等』が採択を受けた場合、補助事業者を確定の上、評価室事務局に連絡先を申請してください。追って、当該補助事業者にアカウント発行メールが届きます。

事業者ポータルサイト  
にログイン

★  
151

## 採択通知受領後の基本的な手順

### 基本的な手順⑤ 事業者ポータルサイト上の手続き【共通】

#### 留意事項を確認・同意

- 留意事項を確認し、同意の上、先に進んでください。

#### 補助事業上の留意事項への同意

- ・事業者ポータルサイトに最初にログインする際、補助事業上の留意事項への同意画面が表示されます（通年申請タイプと同様）。

#### 事業者情報の確認

- 留意事項を確認し、同意の上、先に進んでください。

#### 事業者情報の内容の確認

- ・応募書類の情報により、事業者情報が入力された状態になっています。
- ・事業者種別や法人・個人主の名称等、一部の情報を変更することはできません。

#### 営業エリアの登録

- 営業エリアを47都道府県から選択してください。

#### 営業エリアの新規入力

- ・事業者情報は、応募書類の情報以外に、営業エリアについて新たに入力する必要があります。

#### 事業者情報の公表

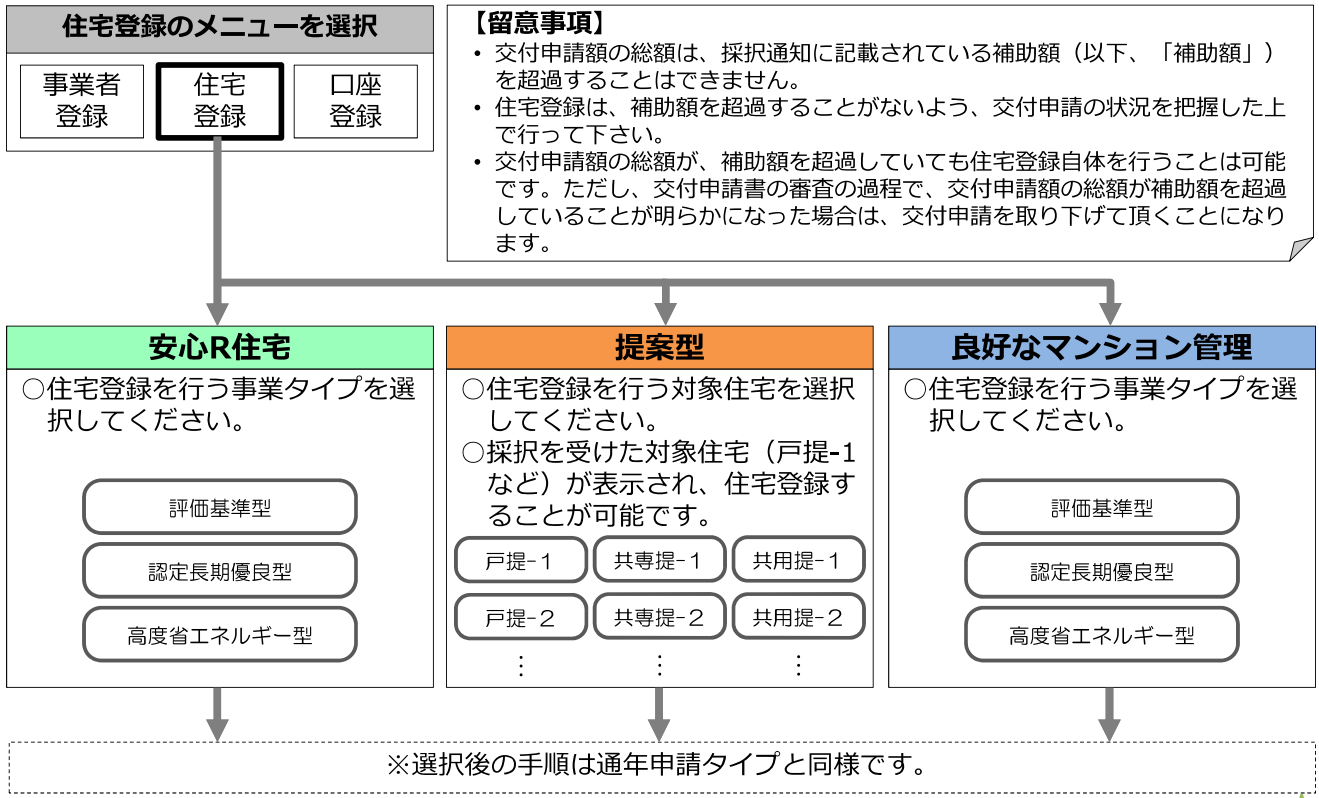
- 評価室ホームページに事業者情報の一部が公表されます。

#### 交付申請等の手続き

- ・事業者情報が評価室ホームページに公表された後は、このサイトから、住宅登録、口座登録を行い、交付申請等を進めてください。
- ・事前採択タイプにおいては、採択通知に記載されている日付が、事業者登録日となります。

★  
152

## 基本的な手順⑥ 交付申請を行う住宅の登録



# 事前採択タイプ

— 提案型・良好なマンション管理 —

## 提案のポイント

# 提案のポイント

## 1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

共通

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であること（良好なマンション管理においては、修繕周期の延長やランニングコストの削減等）を提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されている**こと
- 根拠として技術文献を引用する場合には、**その技術文献の主旨を十分に理解し、技術的な適切性に配慮したもの**であること

## 2 より具体的な提案内容を記載すること

共通

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること

## 3 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

共通

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること

155

# 提案のポイント

## 4 選択したテーマ、又は自ら課題設定したテーマの解決方法を示すこと

提案型

- 「1」、「2」のポイントに留意しながら、**選択したテーマを解決するための具体的な手段が示された提案**であること
- また、過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、**既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応が図られた提案**であること
- 過剰な居住者負担や費用を伴わないなど、**費用対効果等にも配慮された提案**であること

## 5 具体的にマンション管理上の課題を設定し、その解決方法を示すこと

良好な  
マンション管理

- **マンション管理上の課題を、背景や状況の分析を行って具体的に設定し、設定した課題を解決するための具体的な手段が示された提案**であること。
- どのように課題が解決するのか、**事業実施前後の長期修繕計画を比較する**など、**効果を明確に**示すこと。

156

# 具体的なポイント

## 1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

共通

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であること（良好なマンション管理においては、修繕周期の延長やランニングコストの削減等）を提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**
- 根拠として技術文献を引用する場合には、**その技術文献の主旨が十分に理解され、提案における技術的な適切性に配慮**されていること



床下の換気口を新たに設置することは、費用面から施主に負担がかかるとともに、基礎の状態によっては耐震性能を損なう可能性がある。

そこで、第三者機関である〇〇機関に有効換気量の評価を受けた、自社開発の〇〇工法を用いて評価基準相当の床下の換気量を確保する。（評価書は別添のとおり）

この工法は評価機関により、通常よりも3倍の換気量を有すると評価されていることから4m以下ごとに有効面積100cm<sup>2</sup>（評価基準上は300cm<sup>2</sup>）とすることで評価基準相当であると判断する。

適用する技術の有効性を、第三者機関の評価を受けていることにより説明している。さらに、その具体的な適用方法を記載しているほか、証拠となる評価書を添付している。



省エネ性に関して弊社で開発した〇〇工法を用いる。この工法は過去10年間採用している工法であり、長年の実績があり、高い省エネ効果が認められる。

これまでの実績が記載されているものの、効果の検証結果等が示されておらず、評価に値する工法なのか判断ができない。

157

# 具体的なポイント

## 2 より具体的な提案内容を記載すること

共通

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること



RC造住宅のコンクリートについて、飛来塩分による影響であることを明らかにした上で、コンクリートの劣化を抑制する処理を行うと共に、適切な維持管理を実施する。具体的な適用方針は以下のとおり。

- 〇〇の研究によると、沿岸部から〇〇km以内に立地する住宅は、飛来塩分の影響により、建築後約〇〇年で鉄筋腐食に至り、コンクリートに劣化事象が生じる可能性がある。
- このことから、築〇～〇年の沿岸部から〇〇km以内の住宅で、塩化物イオン量が0.3kg/m<sup>2</sup>以上である場合には、その劣化事象が飛来塩分によるものであることを、〇〇〇調査により明らかにする。
- 飛来塩分によるものである場合は、〇〇工法を用いて表面を保護するとともに、経年的な飛来塩分による影響を抑えるため、適切な維持管理を行い続ける。
- 一方、飛来塩分に起因しない場合は、改めて〇〇〇調査を実施し適切な対応を図る。

住宅の状況を踏まえた適用条件等が具体的に明示されている。  
また、適用条件に該当しない場合の対応も記載されている。



沿岸部の住宅であって、飛来塩分に起因するコンクリートの劣化事象が生じている場合は、〇〇工法を適用し、劣化の進行を抑制する。

適用すべき条件等が不十分であり、また、その技術にどのような効果があるか説明が不十分であるため評価できない。

158

# 具体的なポイント

## 3 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

共通

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。(図1参照)

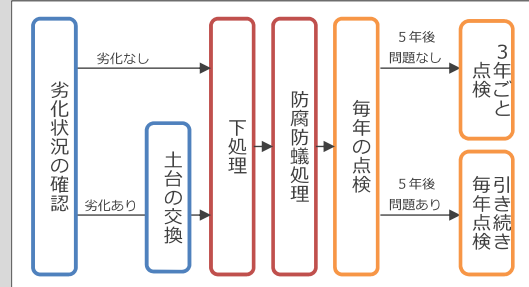


図1：土台の防腐防蟻処理実施の流れ

図や写真等を用いることで、より審査側の理解が深まる。



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。

特に複雑な提案をする場合には、文章だけでは理解できない場合がある。

159

# 具体的なポイント

## 4 選択したテーマ、又は自ら課題設定したテーマの解決方法を示すこと

提案型

- 「1」、「2」のポイントに留意しながら、**選択したテーマを解決するための具体的な手段が示された提案**であること
- また、過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、**既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応が図られた提案**であること
- 改修等への過剰な投資とならず、**市場の中でも成立するよう、費用対効果等にも配慮された提案**であること



【テーマ】

☑ その他のテーマ

「筋かい等の設置状況がわかりにくい木造住宅における、非破壊調査による筋かい等の位置・有無等の把握方法と、的確な補強工事の内容についての提案」

課題や趣旨が明確なテーマを設定している。また、解決方法の概要も理解できる。



【テーマ】

☑ その他のテーマ

「Low-E複層ガラスによる省エネルギーフォーム」

課題が不明確なテーマ設定をしている。(例えば、Low-E複層ガラスが一般に普及してきている中で、先導性・独自性等があることがわかるテーマ設定をする等の工夫が必要。)



昨年度採択されて事業を実施した結果、新たに〇〇といった課題が明らかとなったため、これを解決するため、昨年度の提案に加え、今年度は〇〇を新たに提案する。具体的には……

過年度事業から新たに明らかとなった課題を踏まえ、さらに提案を発展させている。



昨年度採択された提案を引き続き実施する。

昨年度と全く同じ提案をしている。少なくとも昨年の実施状況を記載した上で、全く同じ提案をする理由を明確にすべき。

160



## 5 具体的にマンション管理上の課題を設定し、その解決方法を示すこと

良好な  
マンション管理

- ・ **マンション管理上の課題を、背景や状況の分析を行って具体的に設定し、設定した課題を解決するための具体的な手段が示された提案**であること。
- ・ どのように課題が解決するのか、**事業実施前後の長期修繕計画を比較する**など、**効果を明確に**示すこと。



「課題：水廻りの排水管がスラブ下配管であるため、メンテナンス時に下階住戸の在室が必要になる。また、3系統に分かれているため、メンテナンス費用が高んでいる。一方各室のリフォームを行う際に自由度がなくスラブ上排水管へ交換するニーズが高まってきているが、全ての住戸の共用・専用配管を同時にリフォームすることは困難。

解決法：スラブ上配管とスラブ下配管の両方に対応できるように、共用配管を一本に集約・先行して改修する。その際、◎●の工夫により、仮移転なしでリフォームを行う。

効果：この共用排水管リフォームにより、専用排水管については各住戸のスケジュールで徐々にスラブ上配管にリフォームを行うことができるようになり、漏水事故への対応が各住戸内で解決できるだけでなく、水廻りのリフォームの自由度が上がる他、将来の排水管清掃、交換コスト低減が見込まれる。」

課題や解決法が明快で、リフォームの効果として、専有部分へも波及する他、将来的な維持・修繕コストの低減にも配慮されている。



「課題：排水管がさびのため漏水事故が多くなってきている。

解決法：共用配管の交換を行う。

効果：漏水事故が減る。」

課題と解決法が単なる劣化補修になっている。また、効果も劣化対策を実施したことにとどまり、波及効果が見られない。